

官公需法に基づく「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

令和6年4月
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るための措置事項等を定める「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を、毎年度作成し、閣議決定しているもの。

今年度の基本方針の概要は以下のとおり。

1. 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標（比率・金額）

比率：61% 金額：5兆3,557億円

（参考：令和5年度 目標 61% 5兆6,598億円

令和4年度 実績 49.8% 4兆7,405億円）

(2) 新規中小企業者[※]向け契約目標（比率） 比率：3%以上

※創業10年未満の中小企業・小規模事業者

2. 基本方針における新たに講ずる主な措置

(1) 「物価高に負けない賃上げ」の実現に向け、官公需においても価格転嫁を進めること

(2) 令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業者等に対し、受注機会を増やせるよう配慮すること